

* 特別養護老人ホームほなみ費用一覧 *

● 1日あたりの利用料（基本利用料）

令和7年4月1日現在

			要介護3	要介護4	要介護5
サービス単位 × 地域単価10.72(介護報酬総額)			828単位 8,876円	901単位 9,658円	971単位 10,409円
1.介護給付費利用者負担額	(1割負担の場合)		888円	966円	1,041円
	(2割負担の場合)		1,776円	1,932円	2,082円
	(3割負担の場合)		2,663円	2,898円	3,123円
2.居住費			利用者負担第4段階（負担限度額なし） 利用者負担第3段階② 利用者負担第3段階① 利用者負担第2段階 利用者負担第1段階	2,066円 1,370円 1,370円 880円 880円	
3.食費	朝食 320円 昼食 520円 おやつ 85円 夕食 520円		利用者負担第4段階（負担限度額なし） 利用者負担第3段階② 利用者負担第3段階① 利用者負担第2段階 利用者負担第1段階	1,445円 1,360円 650円 390円 300円	
4.自己負担額合計 (利用者負担+居住費+食費)	第4段階 (負担限度額なし) 第3段階② 第3段階① 第2段階 第1段階	(1割負担の場合) (2割負担の場合) (3割負担の場合)	4,339円 5,227円 6,114円 3,558円 2,848円 2,098円 2,008円	4,417円 5,383円 6,349円 3,636円 2,926円 2,176円 2,086円	4,492円 5,533円 6,574円 3,711円 3,001円 2,251円 2,161円

●上記に+@の加算

①1日につき算定される加算

			日常生活継続支援加算Ⅱ	夜勤職員配置加算Ⅱ	栄養マネジメント強化加算
サービス単位 × 地域単価10.72(介護報酬総額)			46単位 493円	46単位 493円	11単位 117円
介護給付費利用者負担額	(1割負担の場合) (2割負担の場合) (3割負担の場合)		50円 99円 148円	50円 99円 148円	12円 24円 36円

②1月につき算定される加算

			自立支援促進加算	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	経口維持加算（Ⅰ）	経口維持加算（Ⅱ）
サービス単位 × 地域単価10.72(介護報酬総額)			300単位 3,216円	50単位 536円	400単位 4,288円	100単位 1,072円
介護給付費利用者負担額	(1割負担の場合) (2割負担の場合) (3割負担の場合)		322円 644円 965円	54円 108円 161円	429円 858円 1,287円	108円 215円 322円
		褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）		褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	口腔衛生管理加算	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）
サービス単位 × 地域単価10.72(介護報酬総額)		3単位 32円	13単位 139円	110単位 1,179円	100単位 1,072円	
介護給付費利用者負担額	(1割負担の場合) (2割負担の場合) (3割負担の場合)	4円 7円 10円	14円 28円 42円	118円 236円 354円	108円 215円 322円	
		排泄支援加算（Ⅰ）		排泄支援加算（Ⅱ）	協力医療機関連携加算（Ⅰ）	介護職員等処遇改善加算
サービス単位 × 地域単価10.72(介護報酬総額)		10単位 107円	15単位 160円	100単位 1,072円		
介護給付費利用者負担額	(1割負担の場合) (2割負担の場合) (3割負担の場合)	11円 22円 33円	16円 32円 48円	108円 215円 322円		

1カ月あたりの費用の目安（1カ月30日で計算）

※基本利用料に上記の+@加算を含めた単位で計算

			要介護3	要介護4	要介護5
第4段階 (負担限度額なし)	(1割負担の場合)	140,800円	143,500円	146,100円	
	(2割負担の場合)	176,200円	181,600円	186,700円	
	(3割負担の場合)	211,600円	219,700円	227,400円	
第3段階② 世帯全員が市町村税非課税で年金収入金額+合計所得金額が120万円超		117,400円	120,100円	122,600円	
第3段階① 世帯全員が市町村税非課税で年金収入金額+合計所得金額80万円超120万円以下		96,100円	98,800円	101,300円	
第2段階 世帯全員が市町村税非課税で年金収入金額+合計所得金額80万円以下		73,600円	76,300円	78,800円	
第1段階 ・世帯全員が市町村税非課税で老齢福祉年金受給者		70,900円	73,600円	76,100円	

※補足給付を受けるには上記の他に段階毎に預貯金の要件があります。

●その他の費用

その他、理美容・日用品・嗜好品・薬代を含む医療費などは、別途実費ご負担いただきます。